

小松市民センター遊具整備工事

公募型プロポーザル

募集要項

令和8年2月

小松市

目 次

1. 工事の趣旨	2
2. 工事の概要	2
3. 事業者の行う工事内容	2
4. 応募条件	2
5. 応募に関する留意事項	4
6. 事業実施に関する事項	4
7. 事業者選定の流れ	8
8. 事業全体スケジュール（予定）	9
9. 提案募集の手続き	10
10. 提案提出書類・作成要領	12
11. 審査及び審査結果の通知	13
12. 契約に関する事項	15
13. 工事の仕様	15
14. 遊具の仕様	15
15. 計画平面図	16
16. 現況写真	17

1. 工事の趣旨

小松市民センター駐車場整備工事において、老朽化が進んだ既存の遊具が撤去される。遊具を更新するため、遊具のデザイン・使用について公募型プロポーザル方式により広く提案を求め、経済的かつ優れた遊具の設計・施工を行うことのできる当該工事の受注候補者を公平性及び透明性を持った方式により選定することを目的とする。

2. 工事の概要

(1) 工事名称

小松市民センター遊具整備工事

(2) 契約者

小松市

(3) 履行場所

小松市大島町地内

(4) 工事対象

複合遊具設置 N= 1 式

芝生設置 N= 1 式

(5) 契約期間

契約締結日から令和8年7月31日まで

本案件は、予算繰越について市議会の議決が得られた場合に限り特定された者と契約を締結する。なお、市議会の議決が得られない場合は、本プロポーザルについての実施の効力を失う場合がある。

(6) 事業費限度額

金 14,000,000円（消費税額及び地方消費税額を含む）

3. 事業者の行う工事内容

事業者の行う業務範囲は、次のとおりとする。

(1) 現地調査 N= 1 式

(2) 複合遊具、芝生設置設計・施工 N= 1 式

4. 応募条件

(1) 応募者の資格要件

応募者は、次に掲げる資格要件を満たすこと。

ア 小松市における工事等契約に係る競争入札参加者の資格審査及び指名基準取扱要綱（令和8年1月1日施行）の規定に基づき、小松市競争入札参加資格有資格者名簿（以下「有資格者名簿」という。）に登録されている者であること。なお、新規登録を希望する場

合は、公表日から参加申込書の提出期限までの間に、小松市競争入札参加資格審査申請書を本市管財課に申請し、受理されていること。

- イ 公表日から受託候補者特定の日までの間において、小松市建設工事等請負業者の指名停止に関する要領（令和4年4月1日施行）による指名停止又は指名除外を受けている者でないこと。
- ウ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当していないこと。
- エ 破産法（平成16年法律第75号）の規定により破産の申し立てがなされていないこと。
- オ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申し立てをしている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第255号）に基づく再生手続開始の申し立てをしている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- カ 役員（役員として登記又は届出はされていないが事実上経営に参画している者を含む。以下この号において同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下この号において同じ。）若しくは暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者でないこと。
- キ 参加申込み時点において、当該プロポーザルに参加しようとする他の者との間に、次のいずれかに該当する資本的関係又は人的関係がない者であること。
 - (ア) 親会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第4号の親会社をいう。以下同じ。）と子会社（会社法第2条第3号の子会社をいう。以下同じ。）の関係（個人事業主又は会社の役員が他の会社の議決権総数の過半数を所有する場合における、当該個人事業者又は当該役員に係る会社との関係を含む。）
 - (イ) 親会社（個人事業主又は会社の役員が他の会社の議決権総数の過半数を所有する場合における、当該個人事業者又は当該役員に係る会社との関係を含む。）と同じくする子会社同士の関係。
 - (ウ) 一方の会社の役員（個人事業主を含む。）が他方の会社の役員を現に兼ねている関係。
 - (エ) 一方の会社の役員（個人事業主を含む。）が他方の会社の管財人（会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人をいう。）を現に兼ねている関係。
- ク 当該プロポーザルにおいて、事業協同組合（中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）第3条又は中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律185号）第3条に規定する組合又は団体をいう。）として参加する場合は、その組合員又は会員ではないこと。
- ケ 一般社団法人 日本公園施設業協会技術資格制度の公園施設製品安全管理士または複合遊具の設置経験がある2級土木施工管理技士もしくは2級造園施工管理技士の資格を有する技術者を配置できること。また、主任技術者として公園施設製品整備技士を配置

できること。

5. 応募に関する留意事項

(1) 費用負担

応募に関するすべての書類の作成及び提出に係る費用は、応募者の負担とする。

(2) 本市からの提供書類の取扱い

本市が提供する書類は、応募に係る検討以外の目的で使用してはならない。

(3) 提出書類の取扱い・著作権

提出書類の著作権はそれぞれの応募者に帰属するが、提出書類は返却しないものとする。

また、本市は応募者に無断で本募集以外の目的で提出書類を使用し、情報を漏らしたりすることはない。

(4) 応募者の複数提案の禁止

応募者は一つの提案しか行うことができない。

(5) 複数の応募者の構成員等となることの禁止

応募者の構成員は、他の応募者の構成員となることはできない。

(6) 構成員の変更の禁止

応募者の構成員の変更は認めない。ただし、やむを得ない事情が生じた場合は、本市と協議を行い、本市がこれを認めたときはこの限りではない。

(7) 提出書類の変更の禁止

応募者は、提出した書類の変更はできない。なお、本提出書類について後日参考資料を求めることがある。

(8) 虚偽の記載の禁止

参加申込書又は提案書に虚偽の記載をした場合は参加申込書又は提案書を無効にする。

6. 事業実施に関する事項

(1) 誠実な工事遂行

ア 事業者は、募集要項、配布資料及び契約書に基づく諸条件に沿って、誠実に業務を遂行すること。

イ 工事遂行にあたって疑義が生じた場合には、本市と事業者の両者で誠意をもって協議すること。

(2) 契約期間中の事業者と本市との関わり

小松市民センター遊具整備工事は、事業者の責により遂行され、本市は契約書に定められた法方により、業務実績状況について確認を行う。

(3) 本市と事業者との責任分担

ア 基本的な考え方

工事が達成しないことによる損失は、原則として事業者が負担し、事前に協議すること。ただし、天災や経済状況・運営状況の大幅な変動など、事業者の責に因らない合理的な理由がある場合は、別途協議を行うものとする。

イ 予想されるリスクと責任分担

本市と事業者の責任分担は、原則として「表：予想されるリスクと責任分担」（以下「分担表」という。）によることとし、応募者は負担すべきリスクを想定したうえで提案を行うものとする。なお、分担表に該当しない事項が発生した場合には、別途協議を行うものとする。

ウ 契約の締結が困難となった場合における措置

受託候補者が詳細協議実施後、基本契約の締結が困難になった場合、以下の措置を講ずるものとする。

- (ア) 提案書と維持管理計画書の内容が大きく乖離した場合など、受託候補者の責により契約できない場合は、本市は受託候補者に対し、それまでに要した費用を請求することができるものとする。
- (イ) 指示により業務が中止された場合は、事業者はそれまでに要した金額を上限に、本市と協議のうえ合意した金額を請求できるものとする。なお、基本契約締結後に業務の継続が困難となった場合の措置については、契約書において定めるものとする。

表：予想されるリスクと責任分担

リスクの種類	リスクの内容	負担者	
		市	事業者
共通	募集要項の誤り	○	
	効果保証の未達		○
	安全性の確保		○
	環境の保全		○
	制度の変更	法令・許認可・税制の変更 協議	
	事業の中止・延期	○	
	周辺住民等の反対によるもの	協議	
	事業に必要な許可等のうち事業者が取得すべきものの取得遅延によるもの		○
	本市の不注意等による建設許可等の遅延によるもの	○	
	事業者の業務放棄、破綻によるもの		○
計画 ・ 設計 段階	本市の業務放棄、破綻によるもの	○	
	保険		○
	不可抗力	天災等による設計変更・中止・延期 協議	
	物価の変動	急激なインフレ・デフレ (設計費に対して影響のあるもののみを対象とする) 協議	
	設計変更	○	
	事業者の指示・判断の不備によるもの		○
施工 段階	応募コスト		○
	資金調達	○	
	予定した補助金等が獲得できない	○	
	第三者賠償		○
	不可抗力	天災等による設計変更・中止・延期 協議	
	物価の変動	急激なインフレ・デフレ (建設費に対して影響のあるもののみ対象とする) 協議	
施工 段階	立ち入り許可	○	
	合理的な事由に因らない場合であって、必要な施設への立ち入り許可がおりない場合の業務未遂行		
	設計変更	○	
	事業者の指示、判断の不備によるもの		○
	工事遅延・未完工	○	
	本市の責による工事遅延・未完工による引き渡しの延期		
	事業者の責による工事遅延・未完工による引き渡しの延期		○
	工事費増大	○	
	事業者の判断の不備によるもの		○
	性能		○
一時的損害	要求仕様不適合（施工不良含む）		
	引き渡し前に工事目的物に関して生じた損害		○
	引き渡し前に工事に起因し施設に生じた損害		○

支払 関連	支払遅延・不能	本市の責による、支払いの遅延・不能によるもの	<input type="radio"/>	
		計測・検証報告の遅延により支払いを保留する場合		<input type="radio"/>
維持 管理 関連	設計変更	用途の変更等、本市の責による業務内容の変更	<input type="radio"/>	
		事業者が必要と考える計画変更		<input type="radio"/>
	維持管理費の上昇	事業者の責による維持管理費用の増大		<input type="radio"/>
	第三者賠償	維持管理における第三者への損害賠償義務	協議	
本市の施設の損傷		事業者の故意・過失に起因する本市の施設・設備の損傷		<input type="radio"/>
		不可抗力以外その他の起因による本市の施設・設備の損傷	<input type="radio"/>	
保証 関連	性能	要求仕様不適合（施工不良を含む）		<input type="radio"/>
		仕様不適合による施設・設備への損害、本市の施設運営・業務への障害		<input type="radio"/>

7. 事業者選定の流れ

(1) 応募者の要件

本提案募集への応募者は、「4. 応募条件」で定める資格要件を満たす者とする。

(2) 応募資格要件の確認及び提案要請

参加申込した者の応募資格要件を確認し、条件を満たした応募者に対し、提案書の提出を文書で要請する。

(3) 最優秀提案及び優秀提案の選定

小松市民センター遊具整備工事に係るプロポーザル審査委員会（以下「委員会」という。）により提案内容を審査し、最優秀提案1者及び優秀提案1者を選定する。

(4) 詳細協議

最優秀提案をした者は受託候補者となり、最終提案書作成及び契約書を締結するまでの諸条件について、本市と詳細協議を進めるものとする。

(5) 事業者の選定

受託候補者は本市と協議を行い、協議が整えば契約を締結し契約事業者となる。受託候補者と協議が整わない場合は、優秀提案をした者との詳細協議を行う。なお、契約までの費用については受託候補者の負担とする。

(6) 主な審査基準

小松市民センター遊具整備工事実施要領を参照すること。

(7) 事務局

本提案募集に係る事務局は次のとおりとする。

担当窓口：小松市行政管理部地域振興課

小松市都市創造部緑花公園課

所 在 地：〒923-8650 小松市小馬出町91番地

電 話：0761-24-8396（地域振興課）

0761-24-8101（緑花公園課）

F A X：0761-23-6403（緑花公園課）

メーリル：kyoudou@city.komatsu.lg.jp（地域振興課）

park-green@city.komatsu.lg.jp（緑花公園課）

8. 事業全体スケジュール（予定）

（1）事業者は次の日程（予定）で行う。

	項目	日程
①	募集要項の公表（小松市 HP にて掲載）	令和 8年 2月 10日（火）
②	参加資格・提案に関する質問の受付	令和 8年 2月 10日（火）から 令和 8年 2月 16日（月）まで 開庁日の午前9時00分から正午、午後1時00分～午後5時00分
③	質疑回答	令和 8年 2月 19日（木）
④	参加申込書及び資格確認書類の受付	令和 8年 2月 20日（金）から 令和 8年 3月 2日（月）まで 開庁日の午前9時00分から正午、午後1時00分～午後5時00分
⑤	応募者資格確認結果、提案要請書の通知	令和 8年 3月 6日（金）
⑥	提案書の受付	令和 8年 3月 6日（金）から 令和 8年 3月 19日（木）まで 開庁日の午前9時00分から正午、午後1時00分～午後5時00分
⑦	プロポーザル審査委員会	令和 8年 3月 25日（水）予定
⑧	選定結果通知、受託候補者の決定	令和 8年 3月 30日（月）
⑨	詳細協議、事業計画書の作成	令和 8年 3月 30日（月）から 令和 8年 4月 6日（月）まで
⑩	契約締結	令和 8年 4月 8日（水）予定
⑪	現地調査	令和 8年 4月 上旬 から 令和 8年 4月 中旬 まで
⑫	工事施工	令和 8年 7月 24日（金）まで
⑬	施工完了報告	令和 8年 7月 31日（金）

※本案件は、予算繰越について市議会の議決が得られた場合に限り特定された者と契約を締結する。なお、市議会の議決が得られない場合は、本プロポーザルについての実施の効力を失う場合がある。

9. 提案募集の手続き

(1) 募集要項の配布

募集要項は、本市のホームページにて公表する。

(2) 募集要項に対する質問受付・回答

本要項及び資料に関する質問の受付及び回答は、次のとおりとする。

ア 質問の方法

質問は、質問書（様式第1号）を使用すること。電子メール又はファックスで提出する場合は、着信確認の電話を行うこと。

イ 受付期間

令和8年2月10日（火）から

令和8年2月16日（月）まで ※必着

ウ 受付時間

開庁日の午前9時00分から正午、午後1時00分から午後5時00分まで

エ 質問への回答

回答は、提出された質問を取りまとめて、令和8年2月19日（木）に本市ホームページにて公表することとし、口頭による個別対応は行わない。なお、回答は本募集要項と一体のものとして同等の効力を持つものとする。

(3) 参加申込書及び資格確認書類の提出

応募者は、次による参加申込書及び資格確認に必要な書類を持参する。

ア 受付期間

令和8年2月20日（金）から 令和8年3月2日（月）まで

イ 受付時間

開庁日の午前9時00分から正午、午後1時00分から午後5時00分まで

ウ 受付場所

〒923-8650 石川県小松市小馬出町91番地

小松市都市創造部緑花公園課（2F）

エ 参加申込時の提出書類

次の提出書類に各々書類符号を付した表紙とインデックスを付け、A4縦長ファイルに綴じたものを3部（正1部、副2部）提出すること。

（ア）参加申込書（様式第2号）

企業名にて参加申込書を提出すること。

（イ）印鑑証明書

（ウ）商業登記簿謄本

現に効力を有する部分の謄本で、受付日前3か月以内に発行されたものを綴じたものとすること。

（エ）納税証明書

最新決算年度の確定申告分の法人税、法人事業税の納税証明書を、各1通ずつ綴じ

たものとし、事務所が複数箇所ある場合には、本社所在地の官公庁で発行する納税証明書を提出すること。

(オ) 財務諸表等

最新決算年度とその前年度の次に掲げる書類を綴じたもの。なお、写しでも可とする。

- ・貸借対照表
- ・損益計算書
- ・株主資本等変動計算書

(カ) 特定建設業の許可証明書

建設業法第3条第1項に規定する「特定建設業」又はこれに類する許可証明書を提出すること。なお写しでも可とする。ただし、担当業務内容により審査を受ける必要がない場合は、その旨を明示すること。

保証の有無、計測・検証の有無も明記すること。

(キ) 有資格者免許証の写し

施工役割を担う会社の有資格者技術職員のうち、各代表1名分の資格者免許証（表・裏）の写しを提出すること。

(ク) 監理技術者資格証の写し

(ケ) 会社概要

A4版の大きさの用紙を使用し、企業設立年から現在までの営業の沿革及び主要な営業経歴等、次の項目を網羅したものを1部綴じたものとすること。

- ・会社名、所在地、会社設立年月、資本金、事業所数、株式上場の有無、社員数等（様式第3号）

(コ) 暴力団員などに該当しないことの誓約書及び同意書（様式第4号の1）並びに役員等氏名一覧表（様式第4号の2）

(4) 参加資格確認結果及び提案要請書の通知

参加資格の結果（資格の有無）は、文書（電子メール）で本市から応募者（代表者）に通知する。なお、提案書の提出者として資格が確認された者については、次のとおり提案要請書を郵送する。

ア 通知日 令和8年3月 6日（金） 電子メール

イ 郵送日 令和8年3月 6日（金） 発送

(5) 提案書の提出

提案要請書を通知された応募者は、本市が提供する配布資料に示す資料を基に、「10. 提案提出書類・作成要領」に従い、事業提案書を作成し、事務局へ持参する。

ア 受付期間

令和8年3月 6日（金）から

令和8年3月19日（木）まで

イ 受付時間

開庁日の午前 9 時 00 分から正午、午後 1 時 00 分から午後 5 時 00 分まで

ウ 提出書類

「10. 提案提出書類・作成要領」によるものとする。

(6) 参加を辞退する場合

提案要請書を交付された応募者が以降の参加を辞退する場合は、提案書受付の締切日の前日までに、提案辞退届（様式第 5 号）を 1 部、事務局に持参又は郵送（配達証明付き内容証明郵便）で提出すること。

(7) 失格

次のいずれかに該当した場合は失格とする。

- ア 参加資格要件を満たしていない場合
- イ 提出書類に虚偽の記載があった場合
- ウ 審査結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合
- エ 本募集要項に違反すると認められる場合

10. 提案提出書類・作成要領

(1) 事業提案時の提出書類

次の提出書類に、各々の書類符号を記した表紙とインデックスを付け、A4 縦長ファイルに綴じたものを 6 部（正 1 部、副 5 部）提出すること。

- ① 提案書提出届 (様式第 6 号)
- ② 提案総括表 (様式第 7 号)
- ③ 事業資金計画書 (様式第 8 号)
- ④ 工事工程計画書 (様式第 9 号)
- ⑤ 工事施工計画書 (様式第 10 号)

(2) 作成要領

ア 一般事項

(ア) 使用言語は日本語、通貨は日本国通貨、単位は測量法に定めるものとし、すべてを横書きとする。なお、原則としてフォントは「MS 明朝体」12 ポイントで統一すること。

(イ) 提案書提出届（様式第 6 号）により、提出書類の構成を示したうえで、各提出書類を A4 縦長ファイルに綴じたもので提出すること。なお、A4 版以外の様式については、A4 版サイズに折り込むこと。

(ウ) 各提案書類における消費税額及び地方消費税額は、10 % とすること。

イ 個別事項

- (ア) 提案書提出届（様式第 6 号）
- (イ) 提案総括表（様式第 7 号）

提案の全体像が分かるよう概要を記載するとともに、創意工夫している点について記載すること。(A4版3枚以内とし、図表の記載も可とする。)

(ウ) 事業資金計画書（様式第8号）

初期投資に係る費用を記載のうえ、内訳を添付すること。

(エ) 工事工程計画書（様式第9号）

調査、施工工程計画、また、工程管理において特に重要と判断する事項について提案があれば記載すること。(A4版3枚以内とし、図表の記載も可とする。)

(オ) 工事施工計画書（様式第10号）

工事に関する施工体制及び本市に対する報告書案、また、その他安全管理、工程管理、品質管理等において特に重要と判断する事項や本市の利益創出に繋がる提案があれば記載すること。(A4版5枚以内とし、図表の記載も可とする。)

(3) 企画提案書提出

正本1部（会社名記載）

折りたたむ等によりA4判サイズに製本し提出すること。

副本5部（会社名、ロゴ等を記載しないこと）

大型図面等はA3判まで縮小し、ページ順に左上1箇所をクリップ等で留めて提出すること。

添付書類（ア）～（キ）

（ア）イメージ図（完成予想イラスト）カラーA3判

（イ）構造図（製品の寸法、材質が確認できるもの）

（ウ）配置図

（エ）遊具の特徴（コンセプト、安全面に関すること等）

（オ）見積書及び見積価格内訳書

（カ）工程表

（キ）その他参考となる資料

※年1回の保守点検以外の消耗品費、メンテナンス費等を要する場合は年間のランニングコストが分かる資料を添付すること。

※提案書は任意様式とし、書式、枚数、縦横等の規格は自由とするが、専門的な知識を持たないものでも理解できるように簡潔で平易な表現とし、膨大にならないこと。
また、ページ番号を付すこと。

1 1. 審査及び審査結果の通知

(1) 審査

審査は、規定により提出のあった技術提案資料を次号に基づき評価し、提案毎に総合評価点を算出する方法による。

(2) 審査の流れ

提案の審査にあたっては、次の要領で行う。

- ア 提案者が5者以上あり、受託候補者の特定に著しい支障があると認められる場合は、委員会において、あらかじめ前項の評価項目について事前評価を行い、原則として当該評価結果の上位5者がプレゼンテーション等による審査・評価を受けることができるものとする。
- イ プrezentationの出席者は1者につき6名以内とする。
- ウ 応募者は提案書をもとに25分を上限に口頭によるプレゼンテーションを行う。その後、審査委員による質疑応答を15分程度行う。
- エ プrezentationは、令和8年3月25日（水）に開催予定とする。なお、会場は小松市役所4階403会議室とし、詳細は応募者に別途通知する。
- オ 応募者からの提案書類及びプレゼンテーションをもとに、提案内容の実行能力を審査する。
- カ 審査の結果、審査委員が定めた順位を参考に審査会で審議した後、審査委員から最も多く第1位の順位を獲得した事業者を、最優秀提案者とし、契約締結に向けて受託候補者とする。
なお、複数の事業者において、第1位の順位獲得数が同数の場合には、当該事業者において第2位の順位獲得数の多い事業者を上位とする。また、第1位の順位獲得数及び第2位の順位獲得数いずれも同数の場合には、当該事業者において、各審査委員の評価得点の合計が最も高い事業者を上位とする。
- キ プrezentationの際、応募者は必要に応じて本市が用意したパソコン、プロジェクト及びスクリーンを使用することができる。その際は、プレゼンテーション資料を実施日までに記録媒体（USBメモリー、CD-ROM等）で提出すること。なお、提出する記録媒体についてはウイルスチェックを確実に行うこと。

(3) 審査結果の通知

- ア 審査結果は提案者に文書で通知し、電話や電子メール等による問い合わせには応じない。
- イ 審査結果に対する異議を申し立てることはできない。
- ウ 審査結果は、本市ホームページに掲載する。

(4) 失格

次のいずれかに該当する場合は失格とする。

- ア 提案期限を過ぎて提案書類が提出された場合
- イ 提案書類に虚偽の記載があった場合
- ウ 審査結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合
- エ 本募集要項に違反すると認められる場合

(5) 情報公開

小松市情報公開及び個人情報保護に関する条例に基づく開示請求があった場合は、原則開示の対象となる。ただし、提案者が業務を営む上で、正当な利益を害すると認められる情

報は不開示となる場合がある。

なお、本プロポーザルの受託候補者特定前において、決定に影響が出るおそれがある情報については決定後の開示とする。

なお、当該プロポーザル実施に関する情報については隨時、市ホームページに掲載する。

1 2. 契約に関する事項

(1) 契約の時期（予定）

令和8年4月8日（水）

本案件は、予算繰越について市議会の議決が得られた場合に限り特定された者と契約を締結する。なお、市議会の議決が得られない場合は、本プロポーザルについての実施の効力を失う場合がある。

(2) 契約の概要

本募集要項、維持管理計画書に基づき、契約が成立した場合に締結するものであり、事業者が遂行すべき工事、支払い方法などを定めるものとする。

また、本市と事業者の役割と責任及び遵守事項を明確にし、相互の確認事項や方法及び時期等について明記するものとする。

(3) 支払いの概要

・工事引渡後 一括払い

ただし、40%の前払金あり

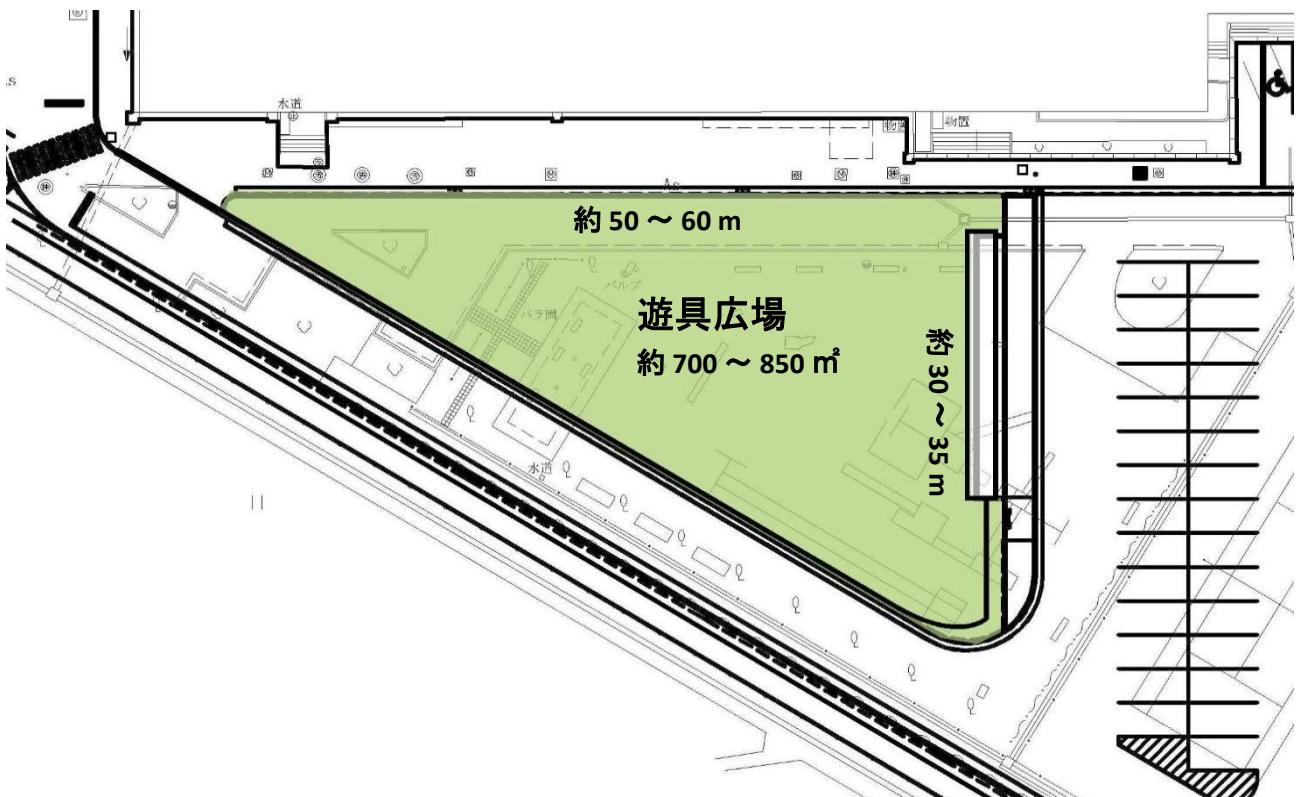
1 3. 工事の仕様

契約締結後、施工計画書を速やかに作成し、本市と事前に調整を図ること。

1 4. 遊具の仕様

- ア 製品は年齢3歳から6歳を対象とした複合遊具1基、年齢6歳から12歳を対象とした複合遊具1基とすること。
- イ 製品の専有スペースとしての安全領域を確保すること。
- ウ 製品は「遊具の安全に関する規準 JPFA-SP-S:2024」に準拠した製品とすること。
- エ 製品は一般社団法人 日本公園施設業協会の団体加入する公園施設団体賠償責任保険制度を適用すること。
- オ 製品は一般社団法人 日本公園施設業協会、SPマーク表示認定製品とすること。
- カ 製品の対象年齢を明記すること。
- キ 遊具広場での危険な行為を禁止する注意喚起（ボール遊び禁止等）のための看板を設置すること。
- ク 遊具広場に相応しいベンチを設置すること。
- ケ 遊具広場は芝生で仕上げること。また、芝生が根付くまで水やり等で管理すること。
- コ 遊具広場の中を安全に移動できる施設の配置とすること。

小松市民センター計画平面図



小松市民センター遊具整備工事
現況写真

